

(法第 10 条第 1 項第 2 号イ)

役 員 名 簿

「理事」または「監事」
を記載します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事	〇〇 〇〇	奄美市〇〇町〇〇〇〇番〇号	有
理事	〇〇 〇〇	奄美市〇〇町〇〇〇〇番地〇	無
理事	〇〇 〇〇	奄美市〇〇町〇〇〇〇番地〇	無
監事	〇〇 〇〇	奄美市〇〇町〇〇〇〇番〇号	無

定款附則の設立当初
の役員と一致してい
ますか。

氏名・住所は住民票のとおり、正
しく記載されていますか。

報酬の有無が「有」に
なっている場合、その
役員数は3分の1以下
ですか。

【作成上の留意点】

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 定款附則に記載してある設立当初の役員と一致させること。
- 3 役職名の欄には、「理事長」、「副理事長」ではなく「理事」又は「監事」と記入すること。
- 4 「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票などによって証された住所又は居所をそのまま記載すること。
- 5 役員については、親族に関する制限があり、本人とその配偶者若しくは3親等以内の親族については、役員総数が6人以上であれば、本人と合わせて2人までは役員となることはできませんが、5人以下であれば本人以外に役員になることはできません。
- 6 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入すること。
- 7 報酬を受ける役員（報酬の有無の欄に「有」と記載の役員）の数は、役員総数の3分の1以下とすること。（法第2条第2項第1号ロ）